# 川崎市国際施策推進委員会設置要綱

（目的及び設置）

第１条　川崎市の国際施策を総合的かつ計画的に推進するため、川崎市国際施策推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

（１）川崎市国際施策推進プランの進行管理に関すること。

（２）川崎市国際施策推進プランに基づく国際施策の推進に関すること。

（３）その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（組織）

第３条　委員会は、別表第１の職にある者をもって組織する。

２　委員長は、副市長（川崎市長職務代理順序に関する規則（平成１５年川崎市規則第１７号）に規定する上位の副市長をいう。）をもって充てる。

３　副委員長は、総務企画局長をもって充てる。

４　委員長は、会議を代表し、会務を総理する。

５　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

６　委員長は必要と認める場合は、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（会議）

第４条　委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

（幹事会）

第５条　委員会に付議する事項に関し、必要な事項を調査し、及び協議するため、委員会に川崎市国際施策推進委員会幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

２　幹事会は、別表第２の職にある者をもって組織する。

３　幹事長は、総務企画局都市政策部長をもって充てる。

４　副幹事長は、総務企画局都市政策部担当課長をもって充てる。

５　幹事会の会議は、幹事長が必要に応じて招集し、その議長となる。

６　幹事長は、会議を代表し、会務を総理する。

７　副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

８　幹事長が必要と認める場合は、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

９　幹事長は、緊急を要する場合その他必要と認める場合には、会議の概要等を記載した書面により、幹事の意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって、幹事会の決定に代えることができる。この場合においては、幹事長はその結果を書面により速やかに幹事に報告するものとする。

（プロジェクトチーム）

第６条　幹事会に個別具体的な事項について専門的な調査検討を行うため、プロジェクトチームを設置することができる。

２　プロジェクトチームは、幹事長が必要に応じて招集する。

３　プロジェクトチームは、幹事会を構成する課及び幹事長が必要と認める所属の職員をもって組織する。

（事務局）

第７条　委員会及び幹事会の事務を処理するため、事務局を総務企画局都市政策部に置く。

（委任）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

（川崎市国際施策調整会議設置要綱の廃止）

２　川崎市国際施策調整会議設置要綱（２３川総国第２０６号）は、廃止する。

（（仮称）川崎市国際施策推進プラン検討委員会設置要綱の廃止）

３　（仮称）川崎市国際施策推進プラン検討委員会設置要綱（２６川総国第１８３号）は、廃止する。

附　則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３０年９月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

別表第１（第３条関係）

川崎市国際施策推進委員会

| | | |
|---|---|---|
| １ | ◎ | 副市長 |
| ２ | ○ | 総務企画局長 |
| ３ | | 財政局長 |
| ４ | | 市民文化局長 |
| ５ | | 経済労働局長 |
| ６ | | 環境局長 |
| ７ | | 健康福祉局長 |
| ８ | | こども未来局長 |
| ９ | | まちづくり局長 |
| １０ | | 建設緑政局長 |
| １１ | | 港湾局長 |
| １２ | | 臨海部国際戦略本部長 |
| １３ | | 危機管理監 |
| １４ | | 川崎区長 |
| １５ | | 幸区長 |
| １６ | | 中原区長 |
| １７ | | 高津区長 |
| １８ | | 宮前区長 |
| １９ | | 多摩区長 |
| ２０ | | 麻生区長 |
| ２１ | | 上下水道事業管理者 |
| ２２ | | 交通局長 |
| ２３ | | 病院局長 |
| ２４ | | 消防局長 |
| ２５ | | 教育次長 |

備考　◎委員長、○副委員長

別表第２（第５条関係）

川崎市国際施策推進委員会幹事会

| | | 局　名 | 部課名 | 補職名 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | | 総務企画局 | シティプロモーション推進室 | 担当課長 |
| 2 | ◎ | 総務企画局 | 都市政策部 | 部長 |
| 3 | ○ | 総務企画局 | 都市政策部 | 担当課長 |
| 4 | | 総務企画局 | 都市政策部企画調整課 | 担当課長 |
| 5 | | 総務企画局 | 行政改革マネジメント推進室 | 担当課長 |
| 6 | | 財政局 | 財政部財政課 | 課長 |
| 7 | | 市民文化局 | | パラムーブメント推進担当課長 |
| 8 | | 市民文化局 | 市民生活部多文化共生推進課 | 課長 |
| 9 | | 市民文化局 | 人権・男女共同参画室 | 担当課長 |
| １０ | | 市民文化局 | 市民スポーツ室 | 担当課長 |
| １１ | | 市民文化局 | 市民文化振興室 | 担当課長 |
| １２ | | 経済労働局 | 経営支援部経営支援課 | 担当課長 |
| １３ | | 経済労働局 | 観光・地域活力推進部 | 担当課長 |
| １４ | | 経済労働局 | イノベーション推進室 | 担当課長 |
| １５ | | 環境局 | 脱炭素戦略推進室 | 担当課長 |
| １６ | | 環境局 | 環境総合研究所 | 担当課長 |
| １７ | | こども未来局 | 総務部企画課 | 課長 |
| １８ | | 港湾局 | 港湾振興部誘致振興課 | 課長 |
| １９ | | 臨海部国際戦略本部 | 臨海部事業推進部 | 担当課長 |
| ２０ | | 上下水道局 | 経営戦略・危機管理室 | 担当課長 |
| ２１ | | 教育委員会事務局 | 教育政策室 | 担当課長 |

備考　◎幹事長、○副幹事長